

# フロン類対策に関する取組み

福島県生活環境部水・大気環境課

## フロン等対策の所管部署について

本庁                    1                    (水・大気環境課)

出先機関            7                    (地方振興局)

### ○出先機関(地方振興局)の役割

県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの7箇所

充填回収業者登録受付  
充填量回収量報告窓口  
立入検査  
助言・指導  
勧告・命令

## フロン排出抑制法に基づく登録状況について

### ○H28.4.1現在の第一種フロン類充填回収業者登録事業者数

664者                   (県内342者、県外322者)

### ○第一種フロン類充填回収業者の登録手数料

新規登録手数料   3,800円   (5年)

更新登録手数料   3,400円

## 省令49条に基づく「都道府県知事が認める者」について

フロン排出抑制法施行規則第49条における第一種フロン類充填回収業者から、フロン類を「確実に引き渡す者として都道府県が認めた者（以下「省令49条認定事業者」という。）」の認定事業者数

1者 （一般社団法人福島県フロン回収事業協会）

# フロン排出抑制法に基づく立入検査の実施状況について

平成27年度(H27.4.1～H28.3.31)の実施状況

第一種特定製品管理者 24者

第一種フロン類充填回収業者 24者

その他建設リサイクル法合同パトロール及び立入を実施

## フロン排出抑制法の普及啓発活動の実施状況

- ・ 管理者になることが想定される関係業界団体への改正法周知依頼文発出
- ・ ポスター掲示、リーフレット・パンフレットの配布、テレビ・ラジオ広報、HP掲載
- ・ 県内自治体向けに発行している機関誌にフロン排出抑制法に関する記事を掲載
- ・ フロン排出抑制法に関する説明会を民間事業者、県庁内・市町村向けに4回開催
- ・ 民間事業者が開催するフロン法に関する講習会への講師派遣
  
- ・ (本社所在地が県内である第一種フロン類充填回収業者向けに) 充填量・回収量等の報告依頼文を送付する際に、フロン排出抑制法に対応した手引を送付
  
- ・ フロン関係業界団体(一般社団法人福島県フロン回収事業協会)との連携

## フロン排出抑制法に関するお問合せ先

県庁水・大気環境課	024-521-7261
県北地方振興局環境課	024-521-2721
県中地方振興局環境課	024-935-1503
県南地方振興局環境課	0248-23-1421
会津地方振興局環境課	0242-29-3912
南会津地方振興局県民環境課	0241-62-2061
相双地方振興局環境課	0244-26-1232
いわき地方振興局県民生活課	0246-24-6203